

# 県安管協会ニュース

(一社)宮城県安全運転管理者協会・宮城県安全運転事業主会連合会

令和元年11月

No9

Tel022-361-0313

fax022-362-3801

e-mail

info@kenankan.or.jp

## 12月1日から

### 【ながら運転が厳罰化されます！】

「ながら運転」についての罰則や反則金、違反点数を厳罰化する改正道路交通法の施行令が12月1日から施行されます。改正後の反則金は約3倍となりますので、その内容をお知らせします。

### 【改正道路交通法等の内容】

- ◆ 運転中に携帯電話などで通話や画面を注視する違反「携帯電話使用等（保持）」の違反点数は1点から3点に引き上げ。携帯電話での通話や注視によって交通事故を生じさせる違反「携帯電話使用等（交通の危険）」の違反点数は2点から6点に引き上げられる。
- ◆ 「保持」の反則金は約3倍となり、原付は5,000円から12,000円。二輪車は6,000円から15,000円。普通車は6,000円から18,000円。大型車は7,000円から25,000円に引き上げられる。さらに違反を繰り返すと、6か月以下の懲役または10万円以下の罰金が適用される可能性がある。
- ◆ 「交通の危険」では、交通反則通告制度（※）の適用から除外され、直ちに刑事手続きの対象となる。罰則はこれまでの3か月以下の懲役または5万円以下の罰金から1年以下の懲役または30万円以下の罰金に引き上げられる。

#### 携帯電話使用等に関する罰則の強化

|             |       | 改正前 |                     | 改正後                     |  |
|-------------|-------|-----|---------------------|-------------------------|--|
| 違反<br>点数    | 保持    |     | 1点                  | 3点                      |  |
|             | 交通の危険 |     | 2点                  | 6点(免停)                  |  |
| 反<br>則<br>金 | 保持    | 大型車 | 7,000円              | 25,000円                 |  |
|             |       | 普通車 | 6,000円              | 18,000円                 |  |
|             |       | 二輪車 | 6,000円              | 15,000円                 |  |
|             |       | 原付車 | 5,000円              | 12,000円                 |  |
|             | 交通の危険 | 大型車 | 12,000円             | 反則金の対象外                 |  |
|             |       | 普通車 | 9,000円              |                         |  |
|             |       | 二輪車 | 7,000円              |                         |  |
|             |       | 原付車 | 6,000円              |                         |  |
| 罰<br>金      | 保持    |     | 5万円以下の罰金            | 6か月以下の懲役<br>又は10万円以下の罰金 |  |
|             | 交通の危険 |     | 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金 | 1年以下の懲役<br>又は30万円以下の罰金  |  |

#### 【事例1／死亡事故】

ドライバーは夜間、ふだん歩行者がほとんどいない道路を時速55kmで走行中、携帯電話のメールを確認するために、3~4秒間、携帯電話の画面に目をやった。前方に視線を戻すと、7メートルほど先の交差点を左から右に横断する歩行者を発見。ブレーキやハンドルの操作を行って避けようとしたが、間に合わず、歩行者に衝突。歩行者が死亡した。

#### 【事例2／死亡事故】

ドライバーは直線道路を時速60kmで走行中、携帯電話の着信を確認するため、左手で携帯電話を持って操作をしながら運転。携帯電話の操作に気を取られ、ハンドル操作が緩慢になったうえ、路肩を走行していた自転車に気づかず追突。自転車の運転者が死亡した。